

事前協議提出書類一覧

(1) 提出書類

事前協議では以下の書類を提出してください。

書類名	備考
①協議概要等	
事前協議書（別紙2）	
事前協議概要書（別紙2－2）	
保育事業一覧	（任意様式）法上の事業種別・施設名称・施設所在地・事業開始年月日を記載すること。
②建物、その他の設備関係	
施設の案内図	最寄駅からの経路、代替遊戯場の場合は代替遊戯場までの経路等、周辺環境がわかるもの。
施設の配置図	隣地や道路の状況等がわかるもの。
建物の平面図	完成予定の図面であること。
避難経路入りの平面図	保育所内の各室から屋外避難場所までの経路がわかるもの。また、非常口が火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に2か所2方向設置されていることもわかるもの。
建物建築時の建築確認申請書、確認済証及び検査済証の写し	既存建物を活用する場合提出すること。また、検査済証の交付を受けていない場合は、次のアからウのいずれかを提出すること。 ア 建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁又は建築主事が証明した文書 イ 建築基準法第12条第5項の規定に基づく報告等に基づき、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁又は建築主事が確認した文書 ウ 建築基準法適合状況調査報告書等により、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを区長が確認した文書
耐震診断の結果通知もしくは報告書	「品川区保育所設置認可等事務取扱要綱」の第4条第2項第4号イに規定する建築物の場合、提出すること。
スケジュール表	開設までの工期等がわかるもの。
建物・設備関係チェックリスト（別紙8－1）	
③財務関係	
資金計画書	開設にかかるそれぞれの費用に対する資金の調達方法が記載されているもの。

会社開始時の開始貸借対照表 および仮決算書	設置者が新規設立法人の場合に提出すること。
当該保育所の今後 5 年間の収 支予算書	開設するに当たって借入等を行う場合は、返済額について も記載すること。
設置者全体の今後 5 年間の収 支（損益）予算書	別添（別紙 3）「収支予算書及び借入金返済計画について」 のとおり作成すること。
設置者全体の今後 5 年間の借 入金等返済（償還）計画	別添（別紙 3）「収支予算書及び借入金返済計画について」 のとおり作成すること。
預貯金残高の残高証明書	計画承認申請書の提出期限の 2 か月前以降の時点の残高の もの。
納税証明書	別添（別紙 4）「納税証明書の取扱いについて」のとおり。 なお、社会福祉法人、学校法人および日本赤十字にあたっ ては、提出は不要。
④その他	
その他区長が必要と認める書類	

（２）提案書類の提出部数および作成方法

- ① 正本と副本各 1 部ずつご用意ください。
- ② 提出書類は前項の順番通りに、A 4 縦型ファイルに左綴りとし、項目ごとに表紙を挿入し、表紙に項目名のインデックスを付して提出してください。
- ③ 原則として書類は A 4 サイズにしてください。ただし、A 4 サイズでは文字が小さすぎるなどの場合は、A 3 サイズでも可とします。
- ④ 提出方法は窓口を持参するものとします。持参にあたっては、事前にメールか電話でご連絡ください。

（３）問い合わせ先

〒140-8715 東京都品川区広町 2-1-36
品川区 子ども未来部保育入園調整課 保育施策推進担当 前川
電 話：03-5742-6936（直通）
F A X：03-5742-6350
メール：hoikunyuen-shisaku@city.shinagawa.tokyo.jp